

Title	神社称呼に関する一考察
Sub Title	A study of the nomination of jinzya (shrine)
Author	米地, 実(Yoneji, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.3 (1972. 3) ,p.395- 415
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米山桂三教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720315-0395

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神社称呼に関する一考察

米 地 実

一

神社がむらやまの社会生活に占めた意味は大きかった。あるときまでは神社を除いて、むらやまの社会生活は考えられなかつた。

それ故に神社は人々の強い関心の集まるものであつた。従つて、自分達の祭祀する神社を何んと称呼するかと云うことは、神社についての人々の関心の在り方から考えても、どうでもよいというようなものではなかつた。

ところで、神を祀ると云うことは、日本民族の歴史と共にあつたと思われる。日本人が神を祀るとは何を意味したのか、ということとは簡単に説明できることではないが、神を祀ることは人々の生活の一部であり、人々の生活にとつてぜひとも必要なものであつたことは確かであつた。従つて神を祀る場も日本民族の悠久の歴史と共にあつたと考えることができる。そこで神を祀る場を何んと称呼してきたかということの問題にする場合、神をどのようにして、何処で祀つたかの吟味が無け

ればならない。神を祀る場が一定の場であつたかどうか、さらにはそれは固定した場であつたかどうかも考えなくてはならない。

日本人が神を祀るという場合、何時でも、何処でも良かったといふことのできないことは確かである。ある特定の時と場所であつたのであろう。

現在につながる意味で、神を祀る場の一つとしての「神社」といわれる場が定められたのは何時頃のことであつたかといふことも、今ここで簡単に結論の出る事柄ではない。

神とその神を祀る場との関係について考えれば、そこには幾つもの検討しておかなくてはならない問題が出てくる。たとえば、神は何処にいるのか、何処にでもいるのか、特定の場所にいるのか、何時でもそこにいるのか、特定の時にだけ来臨するのかなどの点である、これらは一般の人々にどのように考えられ、感じられていたのであろうか、その人々の考え方や感じ方も最初から画一的なものではなく、時を経るにつれて変遷してきたことは確かであらう。

現在でも、神を祀ることについてはいろいろの考え方がるので、一概にはいふことはできないが、神を祀る場の一つとして神社があるというとは否定できない。勿論、神は現在においても、神社といわれる場だけで祀られるものではないことも周知の事実である。

ところで、現在「神社」(じんじや)と称呼されている神を祀る場を悠久の昔から「じんじや」と称呼してきたのであろうか、後に改めて触れるが、結論としては、ある一定の時、称呼法に変化があり、その結果「じんじや」と称呼するようになった、と考えるのが正しいと思われる。従つて、何時頃、どんな理由によつて神社称呼法に変化が起つたのかという問題を考へてみたい。

先ず、神社という表記法について見てみたい、古代より神社という表記法は文献上見られる。しかし、『時代別国語大辞

典―上代編―』（三省堂発行、昭和四十二年十二月十日）には「神社」という辞は含まれてはいない。

神社という表記法はあつたが、それは多分社号としてあつたわけではないと思われる。すなわち、「神社」という用法は「神のいる処」という意味、あるいは一層限定されて「神を祀る建造物」という意味で用いられたのではないかと思われる。たとえば、

弘仁六年（八一五）九月二十三日太政官符

応令_三神戶百姓修_二理神社_一事

右被_二右大臣宣_一称_二奉勅_一諸国神戶例多_レ課了_一。供_レ神之外不_レ赴_二公役_一。宣_レ役_二其身修_二理神社_一。随_レ破且_レ修莫_レ致_二大損_一。国司毎_レ年巡檢修造

若不_二遵改_二更致_二緩怠_一者 随_レ状科处

延喜式卷三

凡諸国神社随_レ破修理 但撰津国住吉 下総国香取 常陸国鹿嶋等神社正殿 廿年一度改造 其料使用_二神稅_一 如無_二神稅_一 即充正稅

延喜式卷三

凡神社四至之内 不_レ得_下伐_二樹木_一及_中藏死人_上

その他にも多くの「神社」という表記をあげることができると思うが、おそらく、そのすべてが、建造物類を指しての表記であろうと思われる。

同様に、御成敗式目にも、

一可_下修_二理神社_一專_中祭祀_上事。

一可_下修_二造寺塔_一勤_中行仏事等_上事。

神社称呼に関する一考察

などと神社表記がみられる。(傍点筆者)

近世、現代を通じて、神社仏閣という用法もある。仏閣は本来は寺の建造物を意味しており、この場合の神社も仏閣と同じ意味で用いられたものと思われる。

ここで問題にするのは、神社という語を穿鑿して、それが有つたか無かつたかということではない。

現在、神社という表現はただ特定の建造物を指すだけの語ではなく社号として、あるいはある実態を指して一般に用いられていることは極めて普通のことである。

神社とは如何なる実態であるかを定義することは簡単ではないが、従来の神社定義を幾つかあげれば左に示す通りである。一般の人々の考え方に大きな影響を与えたと思われる神社行政の立場における神社定義についてまず示せば、

法規上に於ける神社の性質を、近来識者の唱ふる諸説に綜合するときは、大概ね左の如く定義を下し得べし。

神社は帝國神社を齎祀し、公に祭典を執行し、公衆参拝の用に供する設備にして、社殿并に境内地を具備する营造物法人なり。(宮尾詮一・稲村貞文『神社行政法講義』九―十頁。明治四十五年五月十日増訂再版。東京・集成堂)

神社トハ何ゾト云フ問題ニ就テハ法制上一モ之ヲ明ニシタル規定ナク一ニ一般ノ社会通念ニ従フ、而カモ社会ガ神社ト認ムルヤ否ヤハ其ノ基ク所主トシテ信仰ニ在リテ必ズシモ明確ナルモノニアラズ(略)神社ハ大約左ノ如ク定義スルコトヲ得ベシ即チ実体的ニハ「神社ハ帝國の神祇ヲ祭祀シ公ノ祭典ヲ執行シ公衆参拝ノ用ニ供スル設備ナリ」ト云フベク、形式的ニハ「神社トハ神社明細帳ナル公簿ニ登録セラレタルモノ」ヲ云フ。(尾立収『神社制度綱要』七頁。昭和五年三月八日。東京・中外印刷KK出版部)

神社は国民生活と切離し得ないまでに密接なる関係にあつて、常識的には極めて明瞭なる觀念ではあるが、偕其の意義を法学的に規定するとすると、爾く容易な問題ではない。(略)神社を形式的に觀察する方法に依り(略)神社の意義を探索すれば、「神社とは神祇を奉斎する設備にして國家の祭祀及び國民の奉賽の目的たるものをいふ。」と定義することが出来る。(武若時一郎『神社法』九頁。昭和十八年

七月十日、東京・良書普及会

他にも幾つかあげられることもできるが、内容的には大同小異であり、これらの諸定義が戦前の神社行政上における神社についての一般的説明、定義であつたようである。ただ武若の場合、設備という語に具体的には土地、建物、職員などを含めて考へることが明記されている。

一般社会の通念としての包括的意味では、柳田国男の説をあげておきたい。

神社とは何であるか、という質問に対しては私の答は簡単である。人が祭をする処なりと答えて、大体に誤りがないと思つている。

但しこのマツリという日本語に対して、現在の諸君の翻訳語が正しいか、誤解を導く恐れがあるかどうかは私には言えない。(『定本柳田国男集・七巻』四六一頁、東京・筑摩書房)

勿論断るまでもないが、人がマツリをするところは必ずしも神社だけではない。少なくとも現在の一般の考え方ではそうである。

従つて、ここでは現在人々が何んの疑も持たずに神社と称呼している、たとえば一般の人々が直接祭祀主体となる「鎮守」「産土神」「氏神」「お宮」など、人々の崇敬の対象になる意味での神社とその称呼法との関係を考へてみるのである。すなわち、それらのいわゆる神社をその悠久の歴史とともに「じんじや」と称呼してきたのであるのか、という問題である。そして結論としてはけつして古くからの称呼法ではないということなのである。

神社(じんじや) という称呼は現在極めて一般的に広範に用いられている称呼法であるが、神社という用語は近代以前には用いられてはおらず、新しい用語であるという指摘が、原田敏明によつてなされている。すなわち、

神社ということも、今日では広く一般に使つているが、古くはそう使つてはおらず、それはむしろ明治以後のことである。古く「延喜式神名帳」に出て来るのも、あれは何某の神の社であつて、何某の神社ではない。同一の神社が「出雲風土記」ではみなただ何某の社となつてゐることによつてもよく判るであらう。(略)「日本書紀」にも二、三カ所は神社と書かれたところもあるが、これを果して

何と訓んだか、今様に神社と訓んだとするならば、その後の文献にもつと多く、かつ普通に用いられてもよいはずであろう。すると林羅山の「本朝神社考」などは、はつきり用いたものとして、むしろ古い方ではなからうか。そして、神社ということが普通に用いられたのは、至極新しいことで明治の初期、國家の管理となつた時からである。それまでは普通に社(やしろ)といつて、宮(みや)といふようなことはまたよほど特殊の場合であつた。」(原田敏明「宮座の歴史性」『社会と伝承』第十一卷第一号、三三―三四頁昭和四十三年六月)

原田の場合にはここでは、普通名詞としての神社と社号としての「神社」称呼法とを特に意識して区分はしていないようである。すなわち、「延喜式神名帳」について、「あれは何某の神の社であつて、何某の神社ではない。」とし、「出雲風土記」の記載をその例証としている。また「日本書紀」所載の「神社」についても何と訓んだか、現在のように「神社」と訓んだかどうかを、後の文献での使用頻度からの推定により疑問を呈し、たぶん「神社」と訓んだわけではないと推定しているようである。

右の箇所は社号としての神社称呼について論じているのではないかと思われるが、それに続けて、林羅山の「本朝神社考」を神社とはつきり用いたものとして、むしろ古い方ではなからうかと述べている、これは普通名詞としての神社称呼に関して述べているものである。

そして、結論として、「神社」ということが普通に用いられるようになったのは至極新しいことで明治の初期、神社が國家の管理となつた時からであると明確に結んでいる。

しかし、本稿では「神社」という普通名詞としての用法については触れない。本稿の目的は政權の交替と神社社号の変更との関連の意味を提示することにあるからである。

社号として「某々神社」と一般的に、すなわち、それを祭祀する人達によつても、通常において称呼されるようになった時期については原田の見解に賛意を示したい。

但し、社号として神社と称呼されるようになった後でも、それを祭祀する一般の人々は、神社と称呼するのは改まつて用

いるときにだけそのように称呼したのであり、「鎮守さま」「うぶすなさま」「氏神さま」「お宮さん」「某々さま」などと称呼するのが普通であつた、これは現在でも變つてはいない。特に自分達の直接祭祀するものにはほとんどの場合右のように称呼するのが一般的であろう。これはそれらに特に親しみを感じているからであろう。勿論、ある人々は「某々神社」といつた称呼法を普通の場合にも用いなかつたわけではない。

原田の指摘以前にも、柳田国男も同様の事実を指摘している。すなわち、

長野県町村誌によると、明治以前の神社には、各地思い思いの名称が附いていた。そうして村々の小さなものは、大抵は社又はヤシロの名を以つて呼ばれていた。それがいよいよ台帳に登録されることになつて、村持のものはどんな無格社でも、すべて神社ということになつたのだから大悦びであつた。〔定本柳田国男集・第十一卷、四〇九—四一〇頁・筑摩書房〕

柳田の説明もよく分らない点もある。例えば、村々の小さな神社は「ヤシロ」とか「社」とか呼ばれていたというのは「某々ヤシロ」「某々社」と称呼されていたのが、「某々神社」と称呼されるようになったという意味であるのか、あるいは個々の神社の称呼は「某々ヤシロ」「某々社」ということはそのまま「神社台帳」に登録されるようになったから、それらは「神社」と称呼されるようになったというように考えたのであるか、その点は明確ではない。

さらに、「台帳」といわれるものが神社明細帳のことであるならば、台帳に登録されたものは「村持」のものときまつたわけではなく、「衆庶参拝」する社は神社として登録するか、従つて神社として公認してもらうか、衆庶参拝を止どめるか、いずれかをとらねばならなかつた。例えば村持の社以外にも、長野県の諏訪では「マキ」（同族）の祝神なども神社として神社明細帳に載せることのできたことは神社明細帳にこれらが登録されているはつきりとした事実がある。もちろん柳田のいう台帳がどのような台帳を指すのか、はつきりしていないので何とも断定はできない。

柳田の説明は極めて重要な示唆を与えている。「すべて神社ということになつたのだから、大悦びであつた。」と。このこ

との意味をどのように理解すべきであろうか、柳田の理解の仕方はよく分からないが、大悦びした一つとして、次のことを考えていることは明らかであろう。すなわち、

神社ときまれば社地が無税地となる。是が大きな特典と認められ、地租を非常に重く見た百姓たちは、ただ是一つの為にも神社となる事に力を入れたので、(同書、四一〇頁)

右の事実も「大悦び」した内容の一つであることは確かではあるが、それだけのことならば「大悦び」をした理由としては、どうも弱いような気がする。このことは「神社」という称呼が何か人々の目から見ても高い価値ある位置を占めていたということがあつたから「大悦び」という感情がてくるように思われる。そう考えると神社と新しく称呼するようになった村々の神社について、人々にそのように感じさせたものがなくてはならない。その一つとして、明らかに村や町の神社よりも高位であると考えられる神社があつて、それが先ず神社と称呼するようになったのではないかと考えられる。したがつて両者の変更についての意味はまつたく同じではないと思われるが、この場合には、社号変更は時期的には両者の間にずれはあるが、しかし共通に存在したと思われる原因は存在しなかつたのであろうか。有つたとするならば、その社号を変更したその点が当然、問題になるので官国幣社に列格されたような神社の社号変更の意味も問題になる。原田の指摘のように明治期に入つて神社社号の一般の変更があつたとするならば、なおさらである、したがつて、何時、どのような経過をたどつて如何なる原因でということが当然問題とされなくてはならない。

神社の称呼法が變つたか否かと云うことは、それ自体としてはたいした問題ではないと考えることもできる。しかし、称呼法が變化したとすると神社の社会的性格の變化、あるいは神社の社会に占める位置付けの變化とが何らかの点において関連あると考へるならば、称呼法の変更されたという事実は神社の社会的性格また、これを祭祀する人々の社会的性格を理解するために重要な意味を持つことになる。

すなわち、神社という社号が従来存在せず、あるいは一般には存在せず、それが神社と一般に改まったために、何らかの、人々による神社に対する態度、取扱い方、意識の上において変化があつたとするならば、これは改めて検討しておかなくてはならない問題となるであろう。つまり、神社という称呼法は明治以後において神社行政上において神社と公認されたものに限つて用いられたという事実があつたことは周知の事実であつた。ここでは神社と神社以外の社祠とは明らかに區別されなければならなかつた。

明治以降において第二次大戦が終了するまでの間、いわゆる神社の国家管理期間は、神社と公称されるものは必ず神社明細帳に登録されたものであつた。しかし神社明細帳に登録するには「某々神社」である必要はなく、「某々社」でも一向に差支えはなかつた、すなわち社号については二、三の制約はあつたが、神社、社という社号については特に定つた規則は無かつたようである。

二

大正二年四月二十一日内務省令第六号第三四条中に「私祭神祠」とあり、「私祭神祀ヲ神社ト為ス場合ニ」の条規がある。そこで前三ヶ条を準用する場合が示されているように、私祭神祠は明らかに神社とは區別されている。

明治九年十二月十五日教部省達書第三八号には「従来人民私邸内等ニ自祭スル神祠仏堂へ衆庶参拜為致候向モ有之自然一般社寺同様之姿ニ相成不都合候条(略)」とあり、「神祠」と示され、神社とは称されていない。梶杜吉次は本達書の「解釈」において、

私邸内神社、私祭の神社と称して公けの神社と區別す。(略)之を非公認神社とも称して、一般公認神社と區別す。さて公認神社とはいかなるものをいふかといふに(略)神社台帳(神社明細帳といふ)に登載せられたるものをいふ、即ち普通に所謂神社とは総てこ

の公認神社をいふなり。(楳杜吉次『現行神社法規逐条講義』二六二頁、明治四十三年九月十七日、東京・誠之堂書店)

とあり、普通、神社とは形式的には神社明細帳に登載された神社だけを指したということ指摘しているが、楳杜はそれ以外の神社も非公認神社としている。断わるまでもなく、達書中には神祠とあり神社とは記されていないことは明らかである。同様のことは、宮尾詮・稲村貞文にもみられる。すなわち、

現行法規の上に於ても、人民私邸内等に自祭する神祠は公衆の参拝を禁止せられたり。之に依て之を見る時は、苟も国家が神社と認むるものは〔国家の認めて神社となすものを公認神社といひ、之に対して然らざるものを非公認神社といふ〕公衆の参拝をなすべきも
のたらざるべからず(略)(前掲書、二二頁)

両者ともに、そこでは神社称呼について、特に注意を払っていないことは確かである。

社号に関して、宮尾・稲村は次のように述べる。

現行法規上明文を以て示せるは宮号と社号との軽重に止まり、其他に就ては未だ之を示したるものあるを聞かざれば、明確に其軽重を説明し難し。されど實際に於て神宮号は現今の社号中最も尊重なる称号にして、宮号之に亞ぎ、現今の制度上狼りに之を称呼せしめず、又神社号は尤も一般に使用せらるる称号にして単に社と称するものとは素より大なる区別なきが如し。(前掲書、一二七頁)

宮号と社号とは「法規上明文を以て」その軽重が示されていたようであるが、神社と社とは「素より大なる区別なき」とを指摘している。これは「現行法規上」においては確かにそうであつたが、当時おそくも、明治後期の一般の人々の感じ方の上では神社号と社号の区別は簡単に「法規上」云々の問題として、区別の無いものであつたとは考えられない、あるいは考えられなくなるという傾向はあつた。とにかく、そのときにはすでに法規上は公認されない限り神社と称することができなかつたという事実があつたことは事実であつた。

さらに、社号について二、三の引例をしておきたい。武若時一郎によると、

一般神社の名称を、行政上の用語に於ては、神社名といふ。(略) 神社名を分析すれば、社名と社号とに区分することが出来る。

但し現在のところ未だ斯の如き觀念は成立していない。
社名も社号も漫然と社社名の意味に使用されている。(略)

一般神社の社号には、叙上の神宮・宮・大社・神社の外に、社・祠等が存する。これ等の中で、官国幣社を始めとして、最も広く用ゐられてゐる社号は神社であつて、之に並ぐものは社である。(略) 社号の中、神宮号及び宮号は、制度上特殊の取扱を受ける。(略) 普通の神社は、神宮号及び宮号の外は、神社、社其の他適當の社号を選択する自由を有する。(略) (武若時一郎『神社法』第三章神社の名称、昭和十八年七月十日、東京・良書普及会)

一般神社の社号は大多数神社と称するけれ共、その内若干には、神宮・大社・宮・社等の社号が用ゐられてゐる。此等の社号は制度上に於ては何等の區別を示すものではないが(略) (岡田包義『神社制度大要』七九頁、昭和十七年三月十日、東京・政治教育協会)

なお、現在、神社関係者の理解は次に示されるようなものであらう。『神道辞典』(昭和四十二年八月十六日、大阪・堀書店)によると、

社号、神社の号稱、神社は多く存するので各々の神社には夫々の固有の稱呼があるが、それを社号という。祭神名、鎮座の地名、祭場、祭祀の由来等によつて名付けたものが多い。(略) 明治に入ると改革され、整理されて社号に一定の規準が確立した。現在の社号は、

として、一神宮、二某神宮、三某宮、四某大社、五某神社、六某社、七某大神宮の七種をあげ、他に俗社号のあることを指摘している。

この神道辞典の説明によると、明治に入ると改革され、整理されて社号に一定の規準が確立したというが、その意味はよくわからない、武若のいうところの社号が神社の格付けに何等か関係するものとして序列付けられたという意味であるのか、または戦後の社格制度の廃止に伴つて、新たな神社の格付けに社号を用いようとする考え方から、むしろ戦後に考え出されたものかよく分らない。あるいははまつたく別に神仏分離の過程で従来の仏教風の稱呼法を変え、神社独自の稱呼法(社号)を創り出したということなのであるかよくわからない。とにかく、神社の格付けと社号は、官国幣社においては社号は法制的にも規整はできたが、諸社においては当初、社格区別帳、神社明細帳整備のとき、可否を行政官庁できめたとき以外には、

靈を祀る。」とある。さらに「飯富神社祭礼夕方にて社より北の原に御輿をだし、(一二五頁)と明記されている。他にも例をあげれば多くあげられると思う。もちろん、菅江真澄にしても、高山彦九郎にしても彼らのもつ教養の内容の問題もあり、簡単にこれを一般化することはできないし、それらの称呼法が現地の人々の称呼法であつたかどうか問題にしないで、とにかく、とにかく、某々神社という称呼法が明治期以前においても存在したことだけは確かである。したがつて近代以前において社号としての神社称呼がまつたくなかつたというわけではない。

本稿で問題とするのは、神社称呼法をただそれだけのこととして、そういう用法があつたか、なかつたか(勿論このこと自体にも意味が無い訳ではないが)を検討するわけではない。神社という称呼法はあつたが、神社という称呼法が明治以後において、神社が国家制度の中に編入され、神社制度の整備されてゆく過程で、神社称呼の意味が従前と異なり、国家によつて公認された神社の公称として用いられていたという事実の確認の上に立つて、多くの神社の社号変更の意味を考えてゆくのである。多くの神社において何故社号変更がなされねばならなかつたのかという問題として把えるのである。したがつて本稿では社号としての神社称呼法の変更の意味を考えるのは既に述べた通りである。

先にあげた諸氏も指摘しているように現在大多数の神社の社号は神社である。現在府県の宗教法人名簿類を見てもそうであるし証明する必要もない事柄である。しかし神社の由緒記の類をみると社号としての神社号は近代以前にはほとんどなかつた。したがつて、それぞれの神社が明治以降において、新たに創設された^二としない限り、当然神社の社号の改称が行なわれた筈である。問題はその改称がどのような必要から行なわれ、あるいはどのような過程を経て、何時頃行なわれたかということになる。

神社という称呼法が政府、官庁によつて提出を求められたいろいろな書類の書式に示されている。例えば左に示すと、

明治三年閏十月二八日布告「大小神社ノ規則ヲ一定シ府藩県ニ令シ之ニ照シテ査核録上セシム」

神社称呼に関する一考察

某国某郡某村鎮座

某社。

明治四年四月四日戸籍法(書式)

第一号 区内戸籍書式

内社何十

第四号 戸籍書式

氏神某社。

明治五年正月日闕神社省布達第一号「府県郷村社取調雛形ヲ頒ツ」(別紙)

一某社。

明治五年十月七日教部省達番外官幣社「官幣社ノ撰社ヲ録上セシム」(別紙)

一何神社。

明治六年十一月十八日教部省第三十二号国幣社有之府県「各府県内国幣社撰社取調ノ儀」(別紙)

何神社撰社

一何神社。

明治七年二月二日教部省甲第一号達官国幣社宮司

社務取扱所称呼各社異称候趣今後一般某神社社務所ト唱ヘ可申此旨為心得相達候事

明治七年六月二九日教部省達第二八号「神明牒纂定ニ付諸社ノ縁由及ヒ考証書類ヲ録上セシム」(別紙)
某神社

明治七年九月二五日内務省達乙第五七号「官国幣社等官營ニ関スル地名坪数及ヒ存廃ノ見込ヲ録上セシム」(別紙雛形)
何神社

明治八年六月七日教部省達甲第七号国幣社「官国幣社古書宝器雛形ニヨリ取調教部省へ差出サシム」(別紙)
某神社古文書宝物目録

明治八年六月二四日大藏省達乙第八八号「旧朱印地除地ノ社寺ニシテ廃合セシ者ヲ録上セシム」(雛形)
何々社

明治八年六月二九日地租改正事務局達乙第四号府県「社寺境内外区画取調規則ヲ定ム」(雛形)
何社

明治八年七月八日教部省達第二八号官国幣社有之府県「官国幣社ヨリ東京へノ里程ヲ録上セシム」(別紙)
某ノ神社

明治九年一月二日一五五号教部省達第三六号「神明牒纂定ニ付社格未定ノ神社ハ見込ヲ立テ上申セシム」(明細書雛形)
某神社

明治十年六月八日東京府達乙第五四号区戸表「東京府下ノ神仏分社遙拝所出張説教所講社等新設ノ願書式ヲ定ム」(書式)

神社称呼に関する一考察

某社。

明治一二年一月一七日東京府達丙第二号「区戸長社寺境内借地料収入方ヲ定ム」(別紙書式)
某社。

明治一二年五月内務省達乙第二二号府県「社寺宝物古文書等取調書式」(別紙)
某神社。

明治一二年五月一九日内務省達乙第二二号「社寺ノ宝物古文書等保護ノ為メ其品目ヲ録上セシム」(別紙)
某神社。

明治一二年五月一九日内務省達乙第三三号「大社古社名山巨刹ノ文庫経蔵及ヒ其儲書ノ数目ヲ録上セシム」(書式)
何何神社。

明治一二年六月二八日内務省達乙第三一号府県沖繩県除之「社寺明細帳更ニ精査ヲ加ヘテ開申セシム」(別紙、神社明細帳書式)
某神社。

右に示したように、政府機関への提出書類の書式類に某某神社というものがみえており、それも神社称呼法を変更せしめた原因の一つであることは事実であろう、すなわち、村や町でその書式の例を受け入れて、自分達の産土神、氏神、鎮守等の社号を公式の称呼として某某神社と届け出たという場合もあつたと思われる、この場合の意味も簡単には見過せない、しかし、ただ何んとなく書式にしたがつたというような事柄ではないと思われる。

たとえば、書式が神社であつても某某社と届けても一向差支えのなかつたことは多くの事実——たとえば、明治五年の社格

区別帳の場合に多く見られる——が示している。しかしこの時某々神社としているものもある。しかし書式や法規類においてもまちまちであつたことは書式例の通りである。省によつて異なつた表記法をとつたとも考えられるが、この点は別に考へたい。とにかく、順次政府機関では神社という表記へと統一されてゆく傾向はあつたようにも思われる。

新政府へ提出する書類の書式に某々神社とあるが故に、どうでもいいが書式に合わせて、ただ便宜的に神社号を改称してしまつたというふうには、氏神鎮守やその他の社に対する人々の心情からおしかつてみて、とても考えられないような感じがする。それでは多くの人々に自分達の祭祀する神社を某々神社と改称することに踏切らせた積極的な原因は何であつたのであろうか、それを解明するにはまず人々の神社という称呼に対する価値評価を吟味することである、すなわち、柳田の述べたように、神社という称呼に変えることが人々にとつて大変悦ばしいことであるとしたら、何故悦ばしいことなのであるかの意味を探究することである。これは基本的には、神社という称呼法が新政府の神社称呼に關しての公称であつたと考へた人々の態度に求めなければならないと思われる。さらには、法規分類大全賞恤門目録に示されている左に示すような事実も人々に社号としての神社号に魅力を感じさせたのかも知れない。すなわち、

明治六年四月日嗣茨城県へ達

徳川光国同斎昭ノ祠堂ニ常盤神社ノ号ヲ賜フ。

明治九年五月七日教部省へ達

新田義貞靈社ニ藤島神社ノ号ヲ賜ヒ別格官幣社ニ列シ新田義宗脇屋義助ヲ配祀ス

人々は神社と称呼できることになつたことを悦んだ。それは彼らの祭祀する村や町の氏神鎮守や同族団やその他の集団が祭祀する神社までが神社と称呼することにより、新政府によつて、すなわち新たな最高のオオヤケ（公）によつて、認めら

れたという感じを持つたということなわけはあるまいか、また各地の官国幣社や、県社、郷社に列格された由緒あるとされた社が神社と公称するようになり、それと同じ神社と称呼することができるということは人々にとつては誠に悦ばしいことであつたのであらうと思われ。

これは自分達の祭祀する社の格が昇つたようにも感じ、また両者が本質的には同性格のものである証拠とも思われ、上級の神社とのつながりを明確にできたということでもあつた。これは上級のものに結びつくことによつて、安堵を得るといふ社会構造が基盤としてあつたからであると思われる。領主より臣下が領主の名の一字を与えられる慣行、賜姓という古代よりの慣行にも通ずる心情がそこにはあつたのであらう。

このことは伊勢神宮を頂点とする神社の階統構造に自分達の祭祀する神社が位置付けられたという意識にもつながるものであつた。したがつて、氏神鎮守を統合の表象としてきた人々は自分達の村や町が国家の構成部分として明確に位置付けられたようにも感じたのであらう。なお神社階統構造における位置付けそのものを明確に示すものは列格であるが、この場合神社称呼も以上のような意味で列格と同軌の意味を持つたのであると思われる。

四

社明細帳に登載された神社以外の社が神社と公称することができなくなるということが基本的な理由と思われるが、社明細帳に社名に登載されているものまでが、従前の某々社を某々神社に社号の変更を願ひ出した事例もあつた。

たとえば、長野県諏訪のある氏神鎮守の場合、次に示す社号訂正願が大正九年十月十六日附県知事宛に社司、氏子惣代連名によつて出されている。もちろん文中にある往昔より云々は事実ではないことは他の資料により明らかである。

右神社ハ往昔ヨリ習焼神社ト称ヘ来リ候処明治十五年明細帳取調上申ノ際時ノ氏子惣代習焼社ト誤記上申仕リ置候共氏子及ヒ信徒者ハ一般ニ習焼神社ト旧慣ヲ称ヘ来リ敬神仕リ候次第ニ有之候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ郷社習焼神社ト御訂正御許可相成度此段奉願候也

右の習焼神社の場合は社名誤記訂正願という方法をとつたが、次に示す東京都府中市の二例は堂々と「神社トシテハ不都合」として訂正願を出している。しかし習焼社と次の二例に見られるように旧社号（名）でも神社明細帳には登載できたという事例ともなる。

神社明細帳中神社名訂正願

東京府武蔵国北多摩郡西府村大字中河原字間ノ田

八幡太神

八幡神社（朱書）

右神社明治十二年中前書墨書之称号ヲ以テ明細帳書上候所神社名トシテハ不都合ニ有之候様被存候ニ付朱書之通改称仕度候間御許可相成度此段奉願候也

明治二十九年三月廿一日

右と同趣旨の訂正願が同村村社御嶽神社（旧社名御嶽太神）からも出されている。八幡神社とは「神社名トシテハ不都合ニ有之候様ニ存候ニ付朱書之通改称仕度」というように少し表記法に異動がある。

これらの神社の場合は神仏分離施策の一環としての諸達類、特に明治元年四月太政官達、すなわち、

此度太政御一新ニ付清水字佐宮崎等八幡大菩薩大称号被為止八幡大神ト奉候様被 仰出候事

によつて旧社号を八幡大神に変更し、さらに八幡神社に変更したものであろう。

神社称呼に関する一考察

他にも右の事例に類するものはきわめて多いものと思われる。

新政府が社号を神社号に変更せよと直接指令した事実は見出せないが、元年四月太政官達に類するものとしては、

明治元年三月神祇省達

中古以来某権現或へ牛頭天皇杯ト称シ其外仏語ヲ以テ神号ニ相称シ候神社不少候何レモ某社ノ由緒ニ基キ称号相改可申事

とあるが、明治二十年十月十三日内務省訓令は、

官国幣社以下神社及仏堂ニ於テ、古来ノ慣習ニヨリ権現等ヲ私称スルハ禁止ニ及バザル旨ヲ令セラル

とあり旧慣称呼変更の強制には強い反対があつたことが推測される。

明治五年十月広島県において社号変更指令と思われる次に示す布告があつた。

明治五年十月廿二日各大区江布告第四十号

諸社之額ニ何々大明神ト相記シ候モノ折々有之趣ニ候処復古之際ニ當リ不都合之義ニ付左様之額イツレモ何々神社ト相改其由可申出
事

壬申十月

伊藤権令

この広島県の場合は、諸社の額、したがつて正式社号を「何々神社」と改めるよう指令しているが、他県ではこのような指令があつたかなかつたか不明である。

明治十二年九月二十五日付で熊本県より内務省への伺があるが、県社以下の社号については成規は無いと示されている。

熊本県ヨリ内務省へ伺

社号名称之儀ニ付管下神道事務分局副長ヨリ別紙写之通伺出右ハ先年天神七世地神五世以下天孫相承御歴代ヲ奉祀スルモノヲ何々神宮トシ神代諸神且皇太子親王及人臣ヲ祭レルモノヲ何々神社トシ応神天皇ヲ祭レル社ニ限り何々八幡宮ト称スヘキ旨御達有之タル哉ニ相考候篤ト取調候得共不相見就テハ断然難及指図如何相心得可然哉且自分明細帳更正ニ関シ候儀ニ付至急何分之御指揮有之度候也

内務省指令

書面社号之儀ハ一定之条規無之候条渾テ從來ノ称呼に任セ不苦儀ト可心得事（法規分類大全社寺門一八九頁）

右の指令は社号は従來の称呼法で良いとのことであり、社号変更を指示する内容は含まないことは明らかである。

これらのことを追求するためには、社号変更の各地方における多くの事例を蒐めることが必要である、しかし、筆者の問題とする意味での事例の集積は皆無に近く、今後の研究の進捗に待つ他ない。さらに、ここで示した諏訪の事例は大正九年、府中の事例は明治二十九年である。社号の正式訂正願が出される時期についても、明治新政府に対応する庶民感情の變化という視点からしても、たとえば旧藩領単位ごとに調べる必要がある。さらにはその単位での傾向性を分析することが新政府と人民のあり方、人民の新政府への帰属意識を知るに有効であるのではないかとも思われる。さらには国家の統合性の庶民レベルにおける成熟時点も知り得るのではあるまいか。